

令和6年12月20日
水管理・国土保全局
水資源部水資源計画課

豊川水系における水資源開発基本計画等の変更について ～需要主導型の水資源開発の促進からリスク管理型の水の安定供給～

豊川水系における水資源開発基本計画等の変更について、本日、閣議決定を経て、国土交通大臣が決定しました。

<概要>

水資源開発促進法に基づき指定された7水系（利根川水系及び荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系）においては、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画を策定することとなっています。平成31年以降、従来の需要主導型の計画から、危機的な渇水、大規模自然災害、老朽化・劣化に伴う大規模な事故に対応したリスク管理型の計画に順次変更を行っています。

これまでに5水系において変更を終えており、このたび豊川水系についてリスク管理型の計画への変更を行いました。【別添1～3】

今後、この基本計画に基づき、関係者が連携して水の安定供給のための取組を進めてまいります。

併せて「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」の一部変更（予定工期の変更）及び「木曾川水系における水資源開発基本計画」の一部変更（予定工期の変更）を行いました。【別添4～7】

これら3水系の水資源開発基本計画については、国土審議会水資源開発分科会等の審議を経て、本日、閣議決定を経て国土交通大臣が計画の変更を決定しました。

<水資源開発分科会等における審議内容等>

これまでの審議の資料及び議事録は、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。

水資源開発分科会豊川部会(第7回から第9回)：https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_toyokawa01.html

水資源開発分科会(第25回)：https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s102_mizushigen01.html

<添付資料>

【別添1】「豊川水系における水資源開発基本計画」のポイント・概要

【別添2】「豊川水系における水資源開発基本計画」本文・説明資料

【別添3】「豊川水系における水資源開発基本計画」新旧対照表

【別添4】「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」の一部変更の概要及び新旧対照表

【別添5】「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（本文）

【別添6】「木曾川水系における水資源開発基本計画」の一部変更の概要及び新旧対照表

【別添7】「木曾川水系における水資源開発基本計画」（本文）

<問い合わせ先>

水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課

企画専門官 中邨(内線31203)、課長補佐 今津(内線31224)

TEL:03-5253-8111(代表)、03-5253-8387(直通)